

農林水産分野における カーボン・クレジットの推進について

令和7年12月15日

中国四国農政局生産部環境・技術課



みどりの食料システム戦略

令和3年(2021年)策定



～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

- 地球温暖化対策や生物多様性保全など、食料システムにおける環境問題への世界的な対応が、2020年代に入りさらに進展。
- 我が国の農林水産業の生産現場においても、気候変動の影響や資材調達の不安定化が年々深刻化。食料システムの持続性確保は喫緊の課題。
- こうした状況の下、農林水産省において、令和3年に「みどりの食料システム戦略」を策定。持続可能な食料システムの確立に向け、革新的技術の社会実装も踏まえ、長期的視点に立ったKPIを設定し、様々な施策を展開。また、アジア・モンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして国外へ発信。

戦略実現を支える主な制度

食料・農業・農村基本法（R6改正）
食料・農業・農村基本計画（R7改定）

「環境と調和のとれた食料システムの確立」が主要政策として位置付け

みどりの食料システム法（R4制定）

✓ 農林漁業者が単独または共同で行う環境負荷低減の計画を都道府県知事が認定

〔省エネ設備の導入、化学肥料・化学農薬の使用低減、有機農業等〕

✓ 新技術の提供等を行う事業者の計画を国が認定

〔農林漁業者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等〕

※ 融資の特例、国庫補助金の優先採択等のメリット措置を実施

環境配慮のチェック・要件化

全ての補助事業等で、最低限行うべき取組を義務化

※ 令和9年度から本格実施

環境直接支払交付金

環境配慮のチェック・要件化よりもさらに進んだ取組を支援

※ 令和9年度からみどりの食料システム法の認定に対する支援に移行予定

調達

脱輸入・脱炭素・環境負荷の低減の推進



消費

持続可能な消費の拡大や食育の推進

みどりの食料システム戦略では
2050年までに

- ✓ 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化
- ✓ 化学農薬使用量(リスク換算)の50%低減
- ✓ 化学肥料使用量の30%低減
- ✓ 耕地面積に占める有機農業の割合を25%に拡大
- ✓ 事業系食品ロスの最小化
- ✓ 食品製造業の自動化等による労働生産性の向上
- ✓ エリートツリーの活用割合を90%に拡大
- ✓ ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖における人工種苗比率100%を実現

2020 2030 2040 2050

生産

高い生産性と両立する持続可能な生産体制の構築



加工・流通

など 計14のKPIを設定
持続可能な加工・流通システムの確立

将来にわたる
持続可能な食料システムの確立

戦略実現に向けた主な取組

スマート農林水産業の推進・気候変動への適応



データを利用した可変施肥、高温耐性品種への転換 等



J-Creditの活用推進

中干し期間の延長、バイオ炭の施用 等

環境負荷低減の取組の「見える化」

みえるらべるの普及、拡大



有機農業の推進

オーガニックビレッジの拡大、産地と消費地の連携 等



国際的な展開

農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ(通称:MIDORI∞INFINITY)

我が国が有するGHG(温室効果ガス)排出削減技術を海外へ展開

▶ 国際ルールメーキングにおけるプレゼンス発揮へ

新たな食料・農業・農村基本計画のポイント（抜粋）

食料安全保障の確保

環境と調和のとれた食料システムの確立

目標

- 温室内効果ガス削減量（2013年度比）
〔削減量：1,176万t-CO₂〕

多面的機能の発揮

「食料システム全体で環境負荷の低減」を図りつつ、多面的機能を発揮

○GXに取り組む民間活力を取り込み、脱炭素化、生産性向上、地域経済の活性化を同時に実現する「みどりGX推進プラン（仮称）」、新たな環境直接支払交付金やクロスコンプライアンスの実施を通じ、環境負荷低減の取組を促進

○バイオマス・再生可能エネルギー利用等の農林漁業循環経済の取組を促進

○多様な者の参画等を得つつ、共同活動を行う組織の体制の強化により農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮を促進

主な目標・KPI

目標（2030年（年度））

温室効果ガス削減量 (2013年度比)

分野別の排出削減量・吸収量

KPI（2030年（年度））

分野全体808万t-CO₂（2022年度）
→ 1,176万t-CO₂

6都道府県（2024年度）→47都道府県

みえるらべる商品が通年購入可能な店舗等がある都道府県数

農業分野のJ-クレジットの認証量

生物多様性の保全

①化学農薬使用量（リスク換算）、②化学肥料使用量の低減

①15%低減（2023農業年度）→ 10%低減
②11%低減（2022肥料年度）→ 20%低減

①有機農業の取組面積、②有機農業産地づくりに取り組む市町村数

①3.0万ha（2022年度）→ 6.3万ha
②137市町村（2024年度）→ 250市町村

有機農業の技術指導体制が構築されている都道府県の割合

38%（2023年度）→ 80%

農山漁村における循環型社会形成

①バイオマス利用率、②農林漁業循環経済の構築に取り組む地域数

①76%（2021年度）→ 80%
②100件創出

食品産業の環境負荷低減

食品産業における環境・社会への配慮に取り組む事業者数の割合

40%（参考値）（2023年度）→ 50%

事業系食品ロスの削減率

56%減（2022年度）→ 60%減

農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮

農地・水路等の保全管理により農業生産活動が維持される農用地面積

233.1万ha（2023年度）→ 237.8万ha

J-クレジット制度とは

J-クレジット制度とは、省エネエネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

温室効果ガスの排出削減または
吸収量の増加につながる取組を実施する者
(中小企業、農業者、森林所有者、地方自治体等)

省エネ設備の導入
(燃料転換、高効率化)



ボイラーの導入



照明設備の導入

農業での取組



中干し期間延長、
バイオ炭施用等

再生可能エネルギーの導入



太陽光発電設備の導入

適切な森林管理



植林・間伐等

J-クレジット制度事務局
(経済産業省・環境省・農林水産省が運営)



J-クレジット



クレジットを購入する者
(大企業、中小企業、地方自治体等)

SBT CDP RE100



CDP・SBTへの活用
RE100 の目標達成

温対法 省エネ法



温対法・省エネ法の報告



SHIFT 事業

経団連カーボンニュートラル
行動計画の目標達成

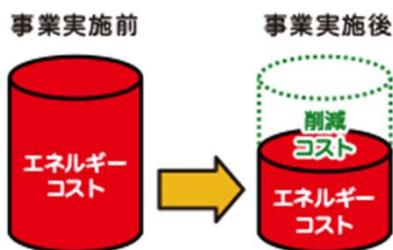


カーボン・オフセット

▶ J-クレジット制度参加者のメリット ◀

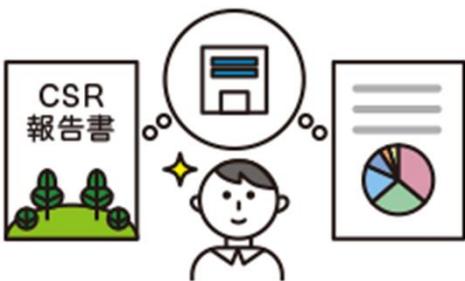
クレジット創出者

ランニングコストの低減



省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用により、ランニングコストの低減や、クリーンエネルギーの導入を図ることができます。

地球温暖化対策への取り組みに対するPR効果



自主的な排出削減や吸収プロジェクトを行うことで、温暖化対策に積極的な企業、団体としてPRすることができます。

クレジット売却益



設備投資の一部を、クレジットの売却益によって補い、投資費用の回収やさらなる省エネ投資に活用できます。

新たなネットワークの構築



創出したクレジットが、例えば、地産地消的に地元に縁の深い企業や地方公共団体に利用されるなど、新しいネットワークの構築につながります。

クレジット購入者

環境貢献企業としてのPR効果

クレジットの購入を通して、日本各地の森林保全活動や中小企業等の省エネ活動を後押しすることができます。

企業評価の向上

温対法・省エネ法の報告への活用や、各種企業評価調査等においてクレジット購入をPRすることで企業評価につなげることができます。

製品・サービスの差別化

製品・サービスに係るCO₂排出量をオフセットすることで、差別化・ブランディングに利用可能です。

ビジネス機会獲得・ネットワーク構築

クレジット購入を通して構築された企業や地方公共団体との新たなネットワークを活用し、ビジネス機会の獲得や新たなビジネスモデルの創出につなげることができます。

▶ ジークレジット制度における農業分野の方法論 ◀

- ジークレジット制度では、排出削減・吸収に資する対象技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法等を規定（これを方法論といいます）。
- 現在、ジークレジット制度全体で、74の方法論を承認。このうち、農業分野の方法論は6つ（2025年9月現在）。

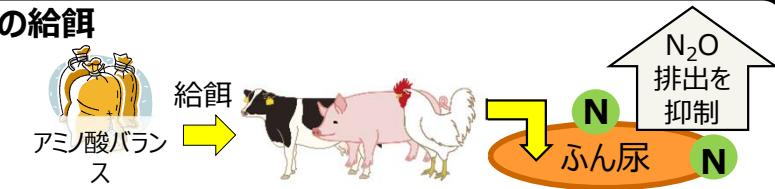
■ 農林漁業者・食品産業事業者等による活用 が想定される主な方法論 2025年9月時点

省エネ	ボイラーの導入
	ヒートポンプの導入
	空調設備の導入
	園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入
再エネ	バイオマス固体燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替
	太陽光発電設備の導入
農業	家畜へのアミノ酸バランス改善飼料の給餌
	家畜排せつ物管理方法の変更
	茶園土壤への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥
	バイオ炭の農地施用
	水稻栽培における中干し期間の延長（令和5年4月追加）
森林	肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌
	森林経営活動
	再造林活動

■ 農業分野の方法論

・ 家畜へのアミノ酸バランス改善飼料の給餌

家畜にアミノ酸バランス改善飼料を給餌することにより、排せつ物管理からの一酸化二窒素(N_2O)排出量を抑制



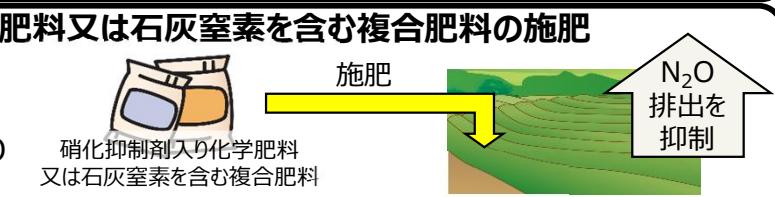
・ 家畜排せつ物管理方法の変更

家畜排せつ物の管理方法を変更することにより、メタン(CH_4)及び N_2O の排出量を抑制



・ 茶園土壤への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥

茶園に施用する窒素肥料を硝化抑制剤入りの化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料に代替することで、土壤からの N_2O 排出量を抑制



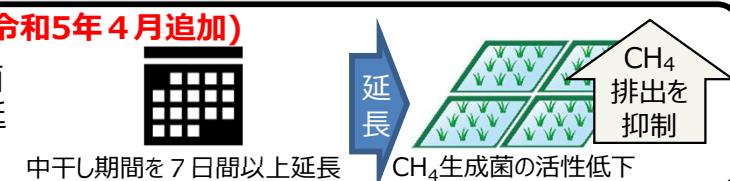
・ バイオ炭の農地施用

バイオ炭を農地に施用することで炭素を土壤に貯留



・ 水稲栽培における中干し期間の延長（令和5年4月追加）

水稻の栽培期間中に水田の水を抜いて田面を乾かす「中干し」の実施期間を従来よりも延長することで、土壤からの CH_4 排出量を抑制



・ 肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌（令和5年11月追加）

肉用牛に、バイパスアミノ酸を加えた飼料を給餌することで成育を促進し、従来より肥育期間が短縮されること等により、枝肉重量あたりの CH_4 及び N_2O の排出量を抑制



▶ プロジェクトの種類 <通常型とプログラム型> ◀

- プロジェクトの登録形態は、「通常型」と「プログラム型」に分かれます。
- 「通常型」は、1つの工場・事業所等における削減活動を1つのプロジェクトとして登録する形態です。
- 「プログラム型」では、小規模な削減活動を取りまとめ、一括でクレジットを創出することができます。

■ プログラム型プロジェクトのメリット

- ① 単独では小規模な削減活動からクレジットを創出することが可能。
- ② 登録や審査等にかかる手続・コストを削減することが可能。
- ③ クレジットのロットが大きくなることで、販路の拡大に繋がる可能性。

■ プログラム型プロジェクトの例：唐津農業協同組合

ハウスみかんを中心とする組合員農家が参加する農協主導によるプログラム型。燃油高騰対策で重油式暖房機に代えて高効率ヒートポンプ空調設備を導入、化石燃料を削減。
2024年11月に、約5年分の削減量をまとめて、約4万トンのクレジットを発行。

通常型

■ 想定される実施者

大規模な農業法人 等



例：木質ペレットによる化石燃料代替

プロジェクト実施者

プログラム型

■ 想定される運営・管理者

環境コンサルタント、機械・肥飼料メーカー、農協、卸売業者、小売企業、地方自治体、金融機関 等

個々の農家で
参加することは
コスト的に
見合わない
ケースもある

会員
(農業者、団体等)

↓ 入会届、
取組報告

↑ 手数料を除いた
販売収益

随時
追加可能

参加する
農家数が
毎年増大し、
プロジェクトの
規模は徐々に
拡大

プログラム運営・管理者
(クレジット創出者)

農業分野のJ-Creditの実績

- J-Creditのプロジェクト登録件数のうち、農業者が取り組むものは52件。
- 農業者が取り組むプロジェクトによって、2015年12月～2025年9月の約10年間で、約23万トン（CO₂換算）のクレジットが認証（発行）。

■農業者が取り組むプロジェクト52件の内訳

※太字はプログラム型プロジェクト、赤字は令和7年9月までにクレジットが認証されているプロジェクト

分類	方法論	件数	取組者
省エネ	空調設備の導入 など	5	(同)北海道新エネルギー事業組合、 唐津農業協同組合 、 フタバ産業(株) 、 クボタ 大地のいぶき 、 九州電力(株)
再エネ	バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料の代替 など	4	(株)伊賀の里モクモク手づくりファーム 、(株)タカヒコアグロビジネス、(株)デ・リーフデ北上、 イオンアグリ創造(株)
省エネ・再エネ	未利用熱の熱源利用 など	1	(株)エア・ウォーター農園
農業	家畜へのアミノ酸バランス改善飼料の給餌	3	味の素(株) 、(株)Eco-Pork、デザミス(株)
	家畜排せつ物管理方法の変更	2	(株)ファームノートデーリップラットフォーム、Green Carbon(株)
	バイオ炭の農地施用	11	(一社)日本クルベジ協会 、(株)TOWING、(株)未来創造部、NTTドコモビジネス(株)、(株)フェイガー、(株)Chem.Eng.Lab.、大山乳業農業協同組合、シンコムアグリテック(株)、(株)KCL、(株)フジタ、(株)ホンダトレーディング
	水稻栽培における中干し期間の延長	25	クボタ 大地のいぶき 、Green Carbon(株)、三菱商事(株)、(株)フェイガー、(株)Jizoku、NTTドコモビジネス(株) ※2件のプロジェクトを実施、 クレアトウラ(株) 、(株)バイウイル、伊藤忠食糧(株)、阪和興業(株)、フィード・ワン(株)、神山物産(株)、(株)Rev0、田中産業(株)、(株)鈴生、日本電計(株)、グリーンアース(株)、(一社)スマート農業共同体、(株)アルプロン、新潟市、SBI地方創生サービス(株)、(株)おてんとさん、(株)Sustech、グラントマト(株)
	バイパスアミノ酸の給餌	1	味の素(株) ※アミノ酸バランス改善飼料の給餌との併用プロジェクト（バイパスアミノ酸の給餌にのみ計上）
	合 計	52	

■農業者が取り組むプロジェクトにおけるクレジット認証量 (2025年9月現在)

方法論	クレジット認証量（累計）
省エネ・再エネ	42,235t-CO ₂
家畜へのアミノ酸バランス改善飼料の給餌	38t-CO ₂
家畜排せつ物管理方法の変更	149t-CO ₂
バイオ炭の農地施用	1,505t-CO ₂
水稻栽培における中干し期間の延長	185,403t-CO ₂
合 計	229,330t-CO ₂

■J-Credit制度のプロジェクト登録件数



※農業分野の52件は農業者等が実施するプロジェクト件数を集計したもの。
うち、10件が省エネ・再エネ方法論による取組、42件が農業分野の方法論に基づく取組（2025年9月現在）

クレジット取引の動向

- 現状、クレジットの多くは主に「相対取引」での売買であり、仲介事業者を利用した取引も可能。
- 2023年10月11日に東京証券取引所によるカーボン・クレジット市場が開設し、取引が開始。
- 直近では、2025年9月に農業区分（中干し期間の延長）において、5,100円/t-CO₂で取引。

■ カーボン・クレジット市場における農業の区分の新設

- J-クレジット制度において、農業分野の取組が拡大していることを踏まえ、2025年1月から、農業分野の取引区分を新設。

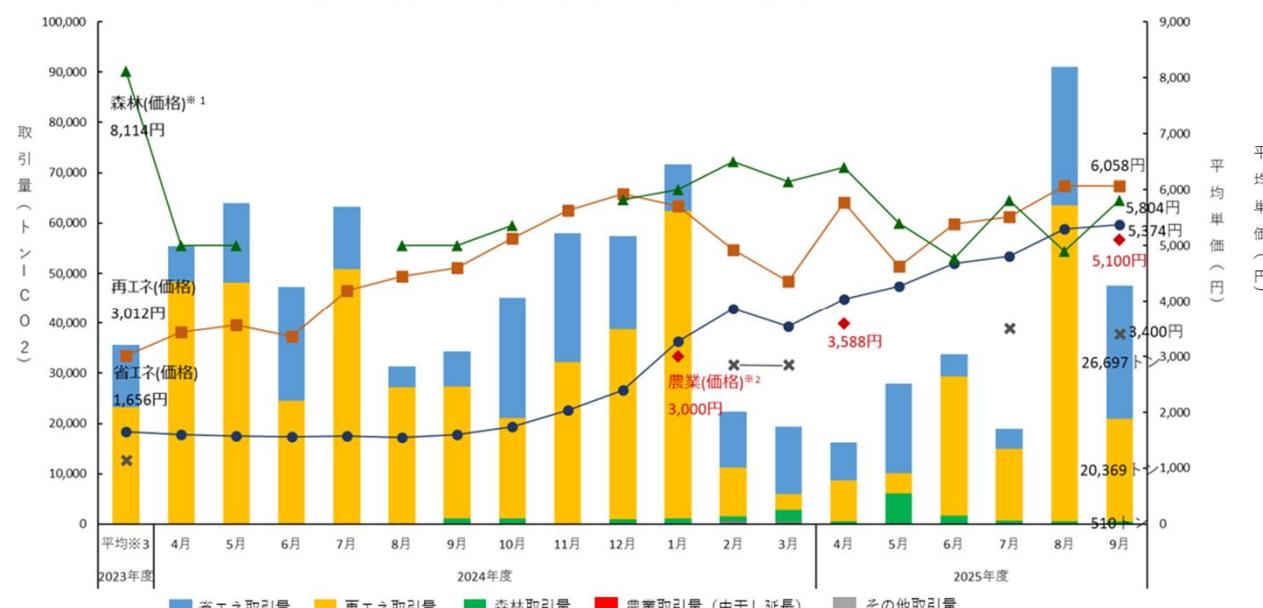
<これまでの主な売買の区分>

区分	クレジットの種類
省エネルギー	省エネルギー分野の方法論に基づき発行されたクレジット
再生可能エネルギー（電力）	再生可能エネルギー分野の方法論に基づき発行されたクレジット
森林	森林分野の方法論に基づき発行されたクレジット
その他	工業、廃棄物、農業など

<新設された売買の区分>

区分	クレジットの種類
農業（中干し期間の延長）	「水稻栽培における中干し期間の延長」の方法論に基づき発行されたクレジット
農業（バイオ炭）	「バイオ炭の農地施用」の方法論に基づき発行されたクレジット
その他	工業、廃棄物、「中干し期間の延長」・「バイオ炭」以外の農業など

カーボン・クレジット市場の売買動向

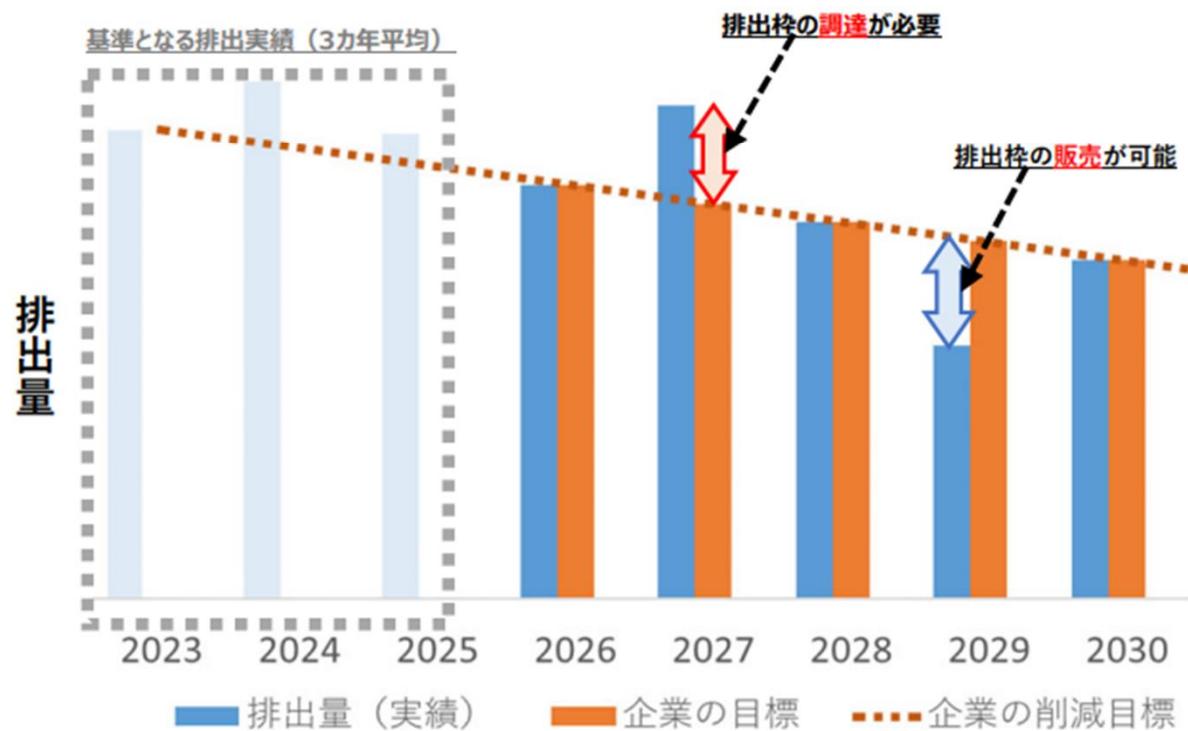


*日本取引所グループ（JPX）のカーボン・クレジット市場日報より、農林水産省が作成

改正GX推進法に基づく排出量取引制度の概要

- 2025年5月に改正GX推進法が成立し、2026年度から二酸化炭素の直接排出量が一定規模（10万トン）以上の事業者を対象に排出量取引制度への参加を義務化。
- 制度の対象事業者数は300～400社程度、カバー率は日本における温室効果ガス排出量の60%近くとなる見込み。
- 排出枠取引の円滑化と適正な価格形成のため、GX推進機構が排出枠取引市場を運営。
- 本制度では、J-クレジット、JCMクレジットを使用可能なクレジットとし、各年度の実排出量（クレジット無効化量を控除する前の排出量）の10%を上限とする方針。

GX-ETS（排出量取引制度）のイメージ



バイオ炭の農地施用

- ・2020年9月、J-Credit制度の方法論として、「バイオ炭の農地施用」が策定。
- ・本方法論は、バイオ炭を農地土壤へ施用することで、難分解性の炭素を土壤に貯留する活動を対象。

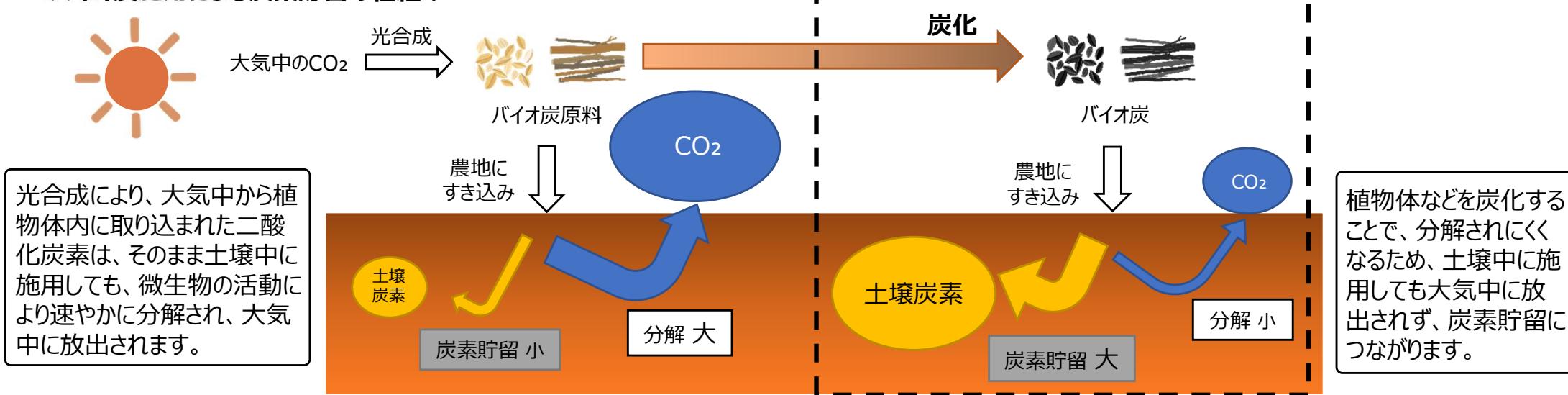
適用条件	
条件1	バイオ炭を、農地法第2条に定める「農地」又は「採草放牧地」における鉱質の土壤に施用すること。
条件2	燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350°C超の温度で焼成されていること。 ①工業試験場等において「JIS M 8812:2004 石炭類及びコークス類—工業分析方法」に基づき固定炭素を測定 ②日本バイオ炭普及会規格「土壤炭素貯留用バイオ炭—測定法—」に基づき固定炭素を測定 ③精煉計等によりバイオ炭の精煉度が0~9度であることを確認
条件3	バイオ炭の原料として木材を使用する場合、国内産のものであること。
条件4	バイオ炭の原料は、未利用の間伐材など他に利用用途がないものであること。（燃料用炭の副生物も条件を満たす）
条件5	バイオ炭の原料には、塗料、接着剤等が含まれていないこと。
条件6	プロジェクト実施にあたり、環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること。

バイオ炭とは – 炭素貯留の仕組み・種類・土壤改良効果 –

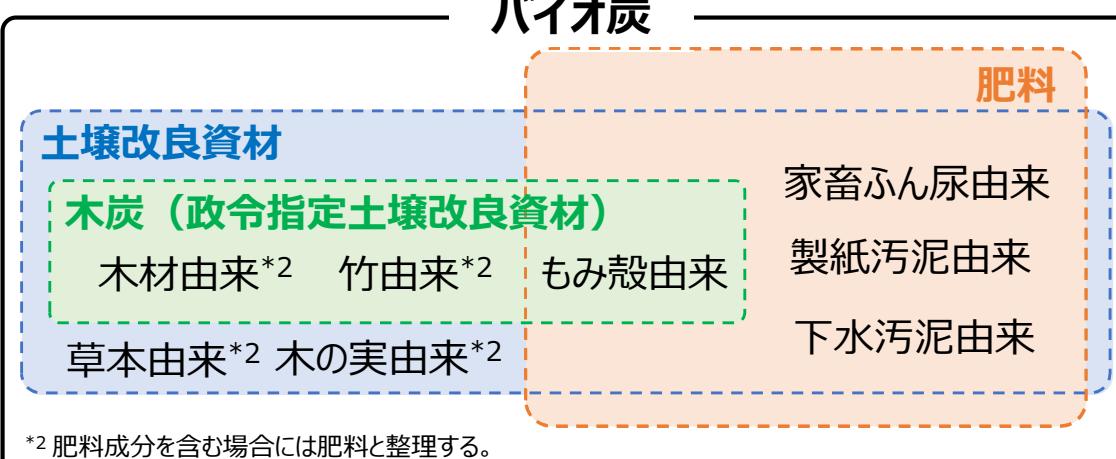
- バイオ炭とは、「燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度でバイオマスを加熱して作られる固体物」^{*1}と定義された炭のことであり、土壤への炭素貯留効果が認められています。
- バイオ炭の原料になるバイオマスとしては木材、家畜ふん尿、草本、もみ殻、木の実、下水汚泥などがあります。
- また、炭には土壤改良効果があり、原料によっては、土壤の透水性、保水性、通気性といった物理性を改善するほか、酸性土壤をアルカリ性に矯正したり、リンなどの栄養素を供給したりする効果があります。

^{*1} 2019年の第49回気候変動に関する政府間パネル（IPCC）総会にて承認された「2019年改良IPCCガイドライン」に、農地・草地土壤へのバイオ炭投入に伴う炭素固定量の算定方法が追加。

■バイオ炭施用による炭素貯留の仕組み



■バイオ炭の種類



^{*2} 肥料成分を含む場合には肥料と整理する。

■バイオ炭の施用量上限の目安（農林水産省調べ）

表 1 土壌 pHへの影響の観点からみたバイオ炭施用上限目安

	pH6.5以下とする作物 ^{*2)}	pH6以下とする作物	pH5.5以下とする作物	
黒ボク土	ほとんどの作物	ジャガイモ、サトイモ、ショウガ、ニンニク、ラッキョウ等	茶等	
	圃場施用量 容積あたり施用量 ^{*1)}	227t/ha 20%	113t/ha 10%	
未熟土	圃場施用量 容積あたり施用量	22.7t/ha 2%	施用しない	施用しない
	圃場施用量 容積あたり施用量	113t/ha 10%	57t/ha 5%	pH上昇に注意して施用

^{*1)} 容積あたり施用量は、苗床等を想定した値である。

^{*2)} 一部の作物では pH7 程度でも生育可能であるが、pH6.5 までを許容するものとして上限を設定した。

民間による資金循環を促す仕組み – ジークレジット制度 –

■バイオ炭の炭素貯留量の算定式

$$\text{炭素貯留量} = \boxed{\text{プロジェクト実施後のCO}_2\text{貯留量}} - \boxed{\text{プロジェクト実施によるCO}_2\text{排出量}}$$

※ベースラインのCO₂貯留量は、農地にバイオ炭が施用されなかった場合の貯留量0とする。

土壤に投入されたバイオ炭の量 (t) ×炭素含有率 ×100年後の炭素残存率^{*1} ×44/12

バイオ炭原料やバイオ炭の運搬等により排出されるCO₂

^{*1}: 投入後100年間に分解・排出される炭素量をあらかじめ差し引くもの

■バイオ炭の種類ごとに参考する「炭素含有率」と「100年後の炭素残存率」

分類	種類/原料 ^{*1}	炭素含有率	100年後の炭素残存率
インベントリ報告書 算定対象のバイオ炭	白炭	0.77	0.89
	黒炭		
	オガ炭		
	粉炭		0.80
	竹炭	0.778	0.65
自家製造品等 その他のバイオ炭 ^{*2}	家畜ふん尿由来	0.38 (熱分解) / 0.09 (ガス化)	0.65
	木材由来	0.77 (熱分解) / 0.52 (ガス化)	
	草本由来	0.65 (熱分解) / 0.28 (ガス化)	
	もみ殻・稲わら由来	0.49 (熱分解) / 0.13 (ガス化)	
	木の実由来	0.74 (熱分解) / 0.40 (ガス化)	
	製紙汚泥・下水汚泥由来	0.35 (熱分解) / 0.07 (ガス化)	

^{*1}: 複数の種類のバイオ炭が混在している場合には、最も小さい値を使用する。

^{*2}: インベントリ報告書の算定対象である種類のバイオ炭であっても、必要な証跡が揃っていない場合、又はバイオ炭の種類を特定できる情報が取得できない場合はこちらを参照。

クレジットの販売について

- 農林水産省の交付金と異なり、J-Credit制度は、排出削減量に応じて創出したクレジットを販売して初めて収益が得られる。
- 仮に40,000円／tCO₂で販売できた場合には、もみ殻由来のバイオ炭を50kg/10a施用した場合で、2,320円／10aの収益となる。（手数料等は考慮せず）

(参考) 生産者の収入額の試算

■バイオ炭の種類ごとに参照する「炭素含有率」と「100年後の炭素残存率」

分類	種類/原料 ^{※1}	炭素含有率	100年後の炭素残存率
自家製造品等 その他のバイオ炭	草本由来	0.65（熱分解）/0.28（ガス化）	0.65
	もみ殻・稻わら由来	0.49（熱分解）/0.13（ガス化）	

もみ殻由来のバイオ炭を50kg/10aで1haに施用した場合の
クレジット発行量 $0.5 \text{ t} \times 0.49 \times 0.65 \times 44 / 12 = 0.58 \text{ t-CO}_2$

仮に40,000円/tCO₂で販売できた場合

$$\text{クレジット売上 } 23,200 \text{ 円/ha (2,320円/10a)} - \text{取りまとめ企業等に支払う手数料} = \text{農業者の収入}$$

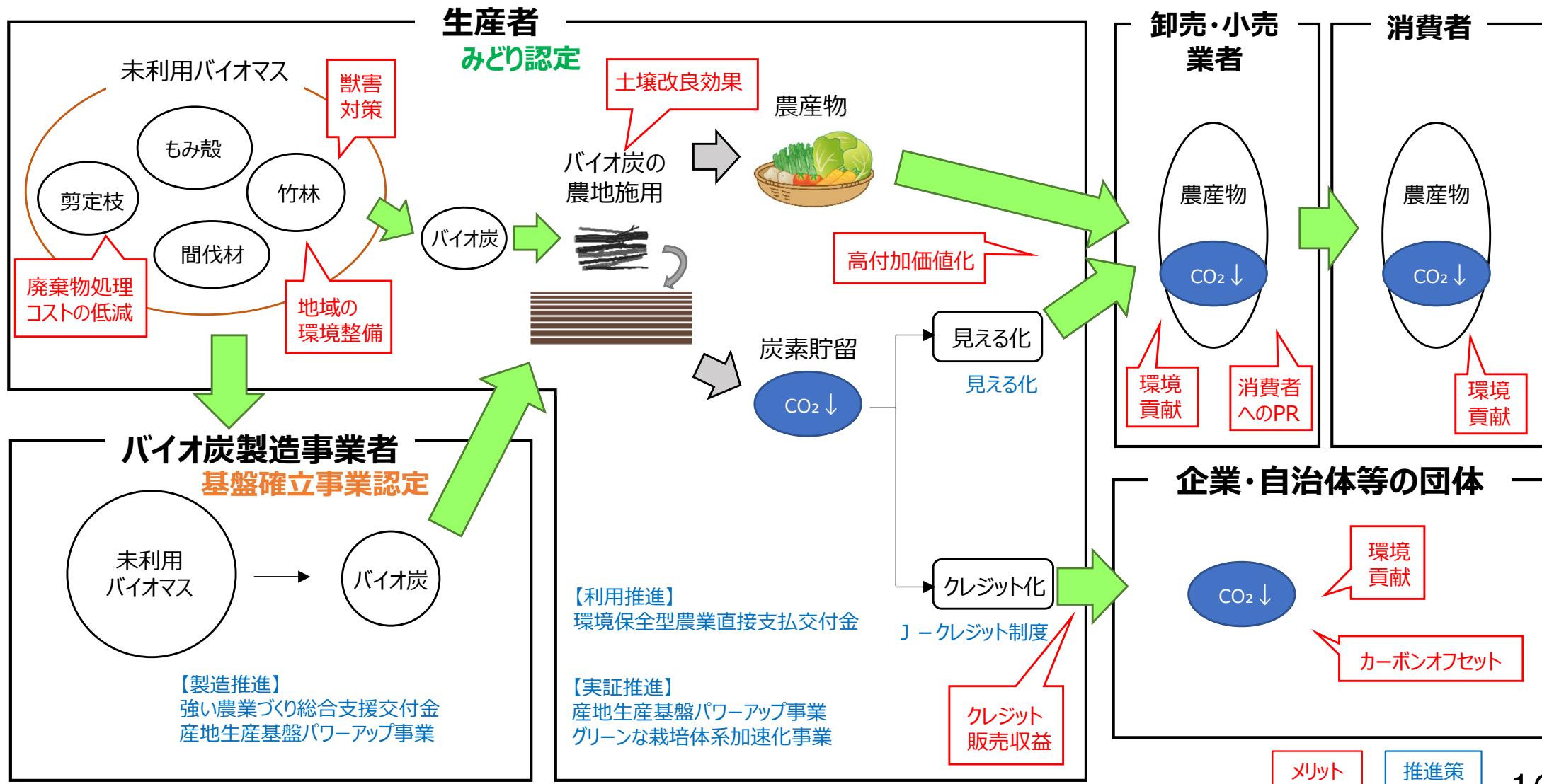
原則として売り手（取りまとめ企業等）と買い手の相対取引で決定
(仲介事業者 (J-Credit・プロバイダー等)、カーボン・クレジット
市場 (東京証券取引所) も利用できる)

営農管理情報の集約・書類作成・クレジットの販売・
プロジェクト登録やクレジット認証に要する審査費用等
を加味して取りまとめ事業者等が設定

「バイオ炭の農地施用」に係る支援策等

バイオ炭の農地施用によるメリットと推進策

- バイオ炭の農地施用は、生産者が自らの営農の中で取り組むことができる地球温暖化対策であり、取組により農産物の付加価値を高めたり、クレジット化して販売収益を得るだけでなく、農地の土壤改良効果など営農上のメリットも見込めます。
- さらに、地域の未利用バイオマスをバイオ炭原料として利用することで地域の環境整備につながったり、環境に配慮した農産物を購入することを通じて実需者、消費者も地球温暖化対策に貢献できる等のメリットもあります。
- 農林水産省は、取組の核となる生産者やバイオ炭製造事業者に対して、様々な推進策を設けて、取組を推進しています。



J-Credit制度に参加した水田で栽培した米の販売について

- 温室効果ガス削減の環境価値はクレジットの販売によって購入者に移転するため、「温室効果ガスを削減した」と主張することはできない（これを「環境価値の二重主張の禁止」という）。
- 一方、袋に入った米の全量が、「バイオ炭の農地施用」のJ-Credit制度に参加した水田で栽培した米であれば、J-Credit制度に参加したこと 자체を袋に表示することは可能。

<表示例>



表示可

- バイオ炭の農地施用 J-Credit参加米
- J-Credit制度に参加した水田で栽培したお米です

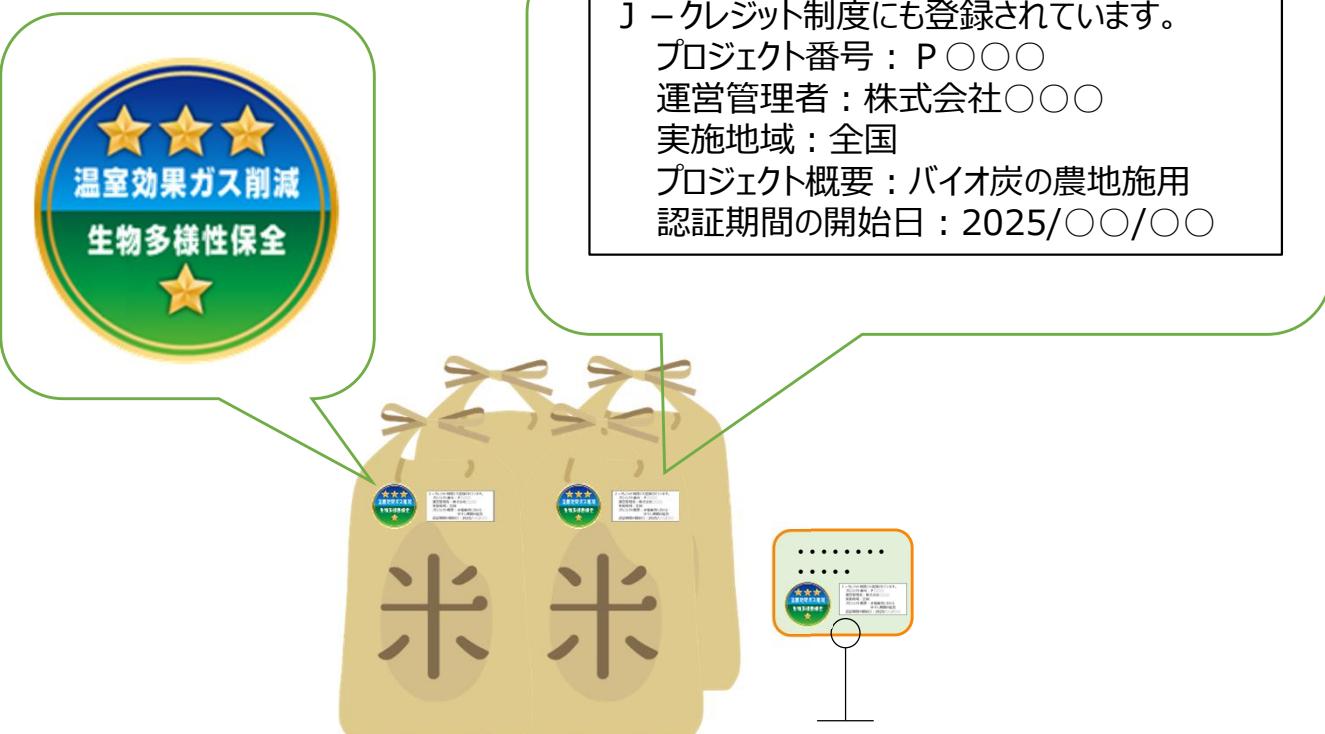
表示不可

- × バイオ炭を農地施用し炭素貯留しているお米です

消費者への「見える化」の取組

- 農林水産省では、「農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン」を策定し、等級ラベル表示による環境負荷低減の取組の「見える化」を推進。
- 米については、地域の慣行的な栽培と比較した温室効果ガスの排出削減及び生物多様性保全への貢献度合いの「見える化」が可能。
- 等級ラベル表示とJ-Credit制度への参加を両方行う場合には、等級ラベル表示を行う製品パッケージや店頭POP等で、当該表示と併せて、J-Credit制度のどのプロジェクトに参加しているか特定できるように記載する必要。

＜表示例＞



【農産物の環境負荷低減の取組の
「見える化」ラベル】

愛称：みえるらべる（見る+選べる）



※ 上記の商標は農林水産省の登録商標です

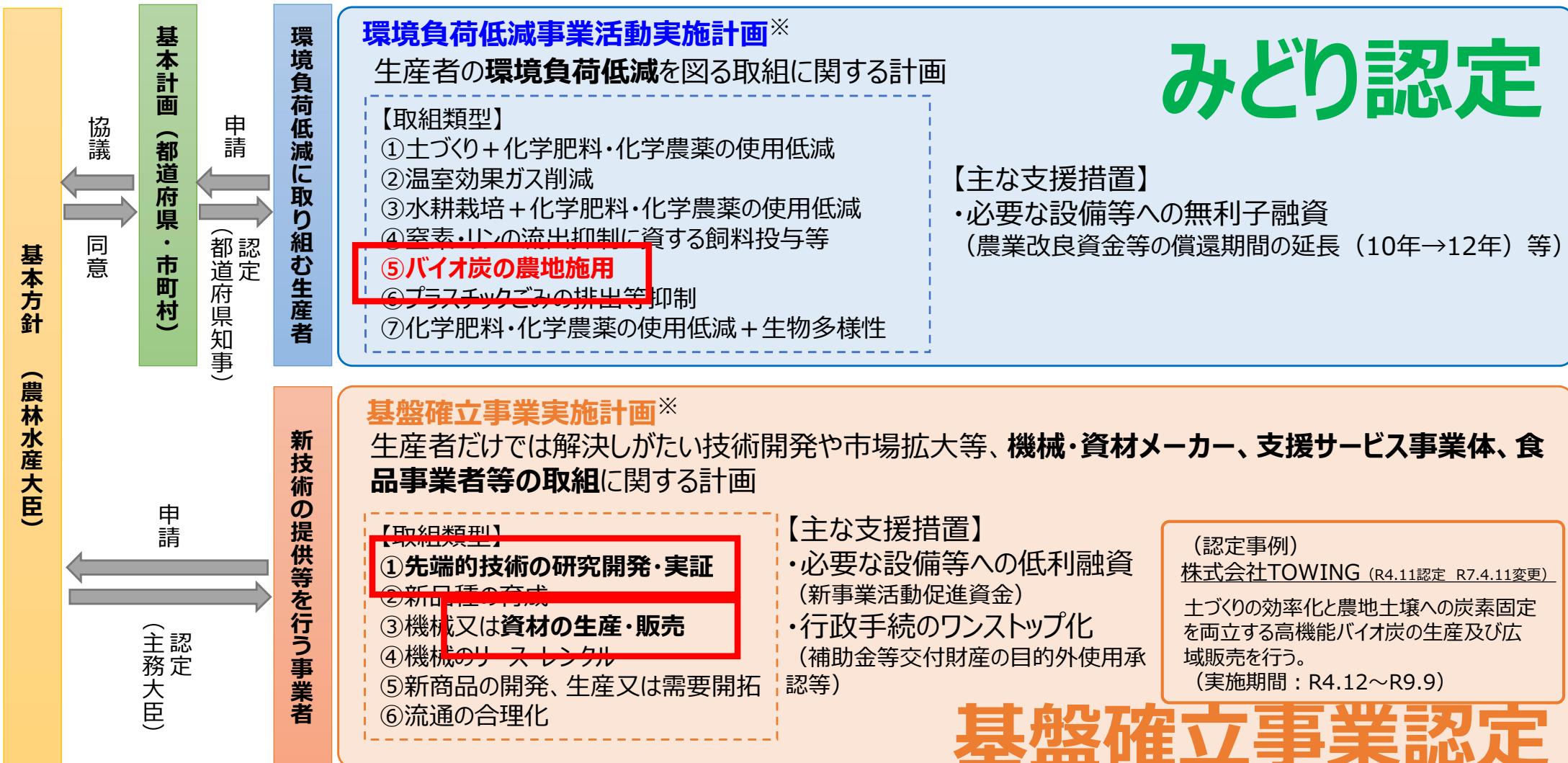
ガイドライン全文はこち
ら
(農林水産省Webページ)



みどりの食料システム法に基づく認定制度

- みどりの食料システム法では、環境負荷低減に取り組む生産者が作成する環境負荷低減事業活動実施計画を都道府県知事が認定し、認定された計画に基づく取組を支援しており、バイオ炭の農地施用も取組の対象となっています。
- また、機械・資材メーカー等が作成する基盤確立事業実施計画を主務大臣が認定し、認定された計画に基づく取組を支援しており、バイオ炭を生産・販売する企業の計画が認定されています。

■ 認定制度と支援措置



※みどり戦略交付金等での優先採択（ポイント加算）を受けられます。

活用可能な国の主な支援策①

□ 環境保全型農業に取り組む生産者がバイオ炭を施用したい場合

(1) 環境保全型農業直接支払交付金

令和7年度概算決定額 2,804百万円

◆ 事業概要

- 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う
地球温暖化防止等に効果の高い農業生産活動を支援
- 「炭の投入^{*1}」は、令和7年度より全国共通取組として支援

*1 炭を農地へ施用（50kg又は500L/10a以上）する取組に対し、5,000円/10aを交付

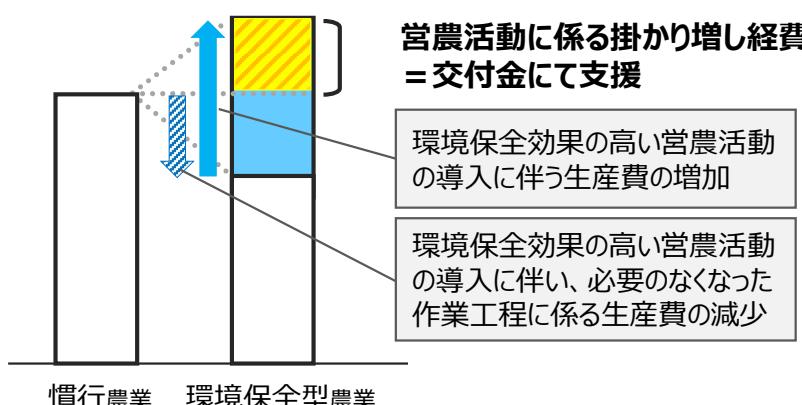
◆ 支援対象農業者の要件

- 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
- 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと

◆ 対象となる取組の例



◆ 支援の考え方



全国共通取組

・ 有機農業

(14,000円, そば等3,000円)

・ 堆肥の施用 (3,600円)

<施用量の見直し>

水稻 現行1.0トン→0.5トン

水稻以外 現行1.5トン→1.0トン

・ 緑肥の施用 (5,000円)

緑肥の効果の発現を確実に期待できれば標準播種量の8割とすることが可能。

・ 総合防除

(4,000円, そば等2,000円)

・ 炭の投入 (5,000円)

6 炭の投入【令和7年度から地域特認取組から全国取組へ】

【要件】

① 購入した炭又は自ら製造した炭について、塗料、接着剤等農地に不適切なものが含まれている炭は使用しないこと。

② 上記に加え、自ら製造した炭を施用する場合は、製造した炭の原料が農業又は林業を営む上で排出されたもの、かつ、木竹由来、草本由来、もみ殻・稻わら由来又は木の実由来であり、また、市販の炭化装置を使って自ら製造する場合には、販売元の示す炭化方法に従って十分に炭化した炭を使用すること。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定の適用を受けることがあるため、炭を自ら製造する場合には事前に市町村へ確認を行うこと。

③ 10アールあたり50キロ以上（又は500リットル以上（施用する炭がもみ殻くん炭である場合に限る。））の炭を施用すること。



活用可能な国の主な支援策②

□ 産地でバイオ炭を施用して土づくりの実証を行いたい場合

(2) 産地生産基盤パワーアップ事業（うち全国的な土づくりの展開） 令和7年度補正要求額 8,000百万円の内数

◆ 事業概要

- 地力の向上を目的として、堆肥や土壤改良資材（バイオ炭）等を実証的に活用する取組を支援
- バイオ炭の購入費、運搬費、実証的な活用に必要な調査及び指導経費等を支援可能

◆ 補助率

定額（上限3万円／10a）

◆ 留意点

- バイオ炭は、家畜ふん尿、木材、草本、もみ殻、稻わら、木の実、製紙汚泥又は下水汚泥由来のものであって十分に炭化したものとする

◆ 事業の流れ

国→都道府県→地域農業再生協議会等→農業者等

◆ 事業の活用イメージ

- 補助対象となる取組

土壤分析※1



実証に必要な調査・指導



堆肥等の購入・運搬・保管・散布※2



※1 土づくりの効果の確認のため、実証は場毎に実証前後の土壤分析は必須。

※2 実証は場における慣行の栽培条件と比較して、同種かつ同量の資材を施用する取組は対象外。

□ 都道府県等がバイオ炭の施用による効果を実証したい場合

(3) みどりの食料システム戦略緊急対策交付金 (うちグリーンな生産体系加速化事業 (グリーンな栽培体系加速化事業)) 令和7年度補正要求額 4,000百万円の内数

◆ 事業概要

- 「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」の検証を支援
- バイオ炭の活用を「環境にやさしい栽培技術」として取り組む場合に、検証に必要な簡易式炭化器、連続炭化装置等（可動式のものに限る）を導入可能

◆ 補助率

定額（原則上限300万円）

※ただし、「スマート農業機械等」の導入について上限300万円とは別に、検証に必要な範囲で1/2以内（上限1,000万円）

（備考）

- ・簡易式炭化器は資材費として購入可能
- ・連続炭化装置は上限300万円の範囲内でレンタルが可能

◆ 留意点

- 農業者に加えて都道府県（普及組織）又は農業協同組合（営農指導事業担当）の参画が必須
- バイオ炭の活用（環境にやさしい栽培技術）だけではなく、省力化に資する先端技術等（ドローン、営農管理システムの導入等）を併せて検証する必要
- 栽培マニュアル・産地戦略（普及に向けたロードマップ）の策定が必要（「スマート農業機械等」の導入を行う場合、導入の手引き等も記載）

◆ 事業の流れ

国→都道府県→協議会、都道府県、市町村、農業協同組合

事業の流れ（イメージ）



バイオマス（果樹剪定枝など）



炭化（簡易式炭化器など）



効果等を検証



情報発信
栽培マニ
ユアル
農地にま
とめ

活用可能な国の主な支援策③

□ 生産者団体等がもみ殻等からバイオ炭を製造したい場合

(4) 強い農業づくり総合支援交付金 (うち産地基幹施設等支援タイプ)

令和7年度予算概算決定額 11,952百万円の内数

◆ 事業概要

- 産地競争力の強化に必要な施設の整備・再編を支援
- **バイオ炭製造施設は土壌機能増進資材製造施設として支援可能**

◆ 補助率

1／2以内（上限20億円）

※原則総事業費5,000万円以上とし、
それを下回る場合は都道府県知事の特認が必要

◆ 主な要件

- 受益農業従事者（年間農業従事150日以上）が5名以上
- 収益性向上に繋がる目標の設定※
- 費用対効果分析で投資効率が1.0以上 等
※みどり戦略に資する目標の設定で、通常とは異なる予算枠で採択可能

◆ 事業の流れ

国→都道府県（→市町村）→農業者等

(5) 産地生産基盤パワーアップ事業 (うち収益性向上対策)

令和7年度補正要求額 8,000百万円の内数

◆ 事業概要

- 産地の収益力強化に向けた取組を支援
- **バイオ炭製造施設は土壌機能増進資材製造施設として支援可能**

◆ 補助率

1／2以内（上限20億円）

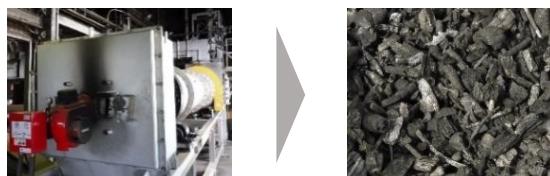
◆ 主な要件

- 産地パワーアップ計画における成果目標の設定
- 面積要件等を満たすこと

◆ 事業の流れ

国→都道府県→地域農業再生協議会等→農業者等

バイオ炭製造施設の整備
(イメージ)



□ 民間団体等がバイオ炭を製造したい場合

(6) みどりの食料システム戦略推進交付金

(うちみどりの事業活動を支える体制整備)

令和7年度補正要求額 4,000百万円の内数

◆ 事業概要

- みどりの食料システム法に基づき**認定を受けた事業者が行う、バイオ炭等の生産・販売に必要となる機械・施設の導入を支援**

◆ 補助率

1／2以内（上限2億円）

◆ 主な要件

基盤確立事業実施計画の認定を受けていること

- ・ 事業内容が同業他社や事業実施地域における事業の実施状況を勘案して先進性を有していること
- ・ 事業効果が県域等を超えて波及すること 等

◆ 事業の流れ

国→都道府県→民間団体等

□ その他

農地耕作条件改善事業

令和7年度概算決定額 19,843百万円

◆ 事業概要

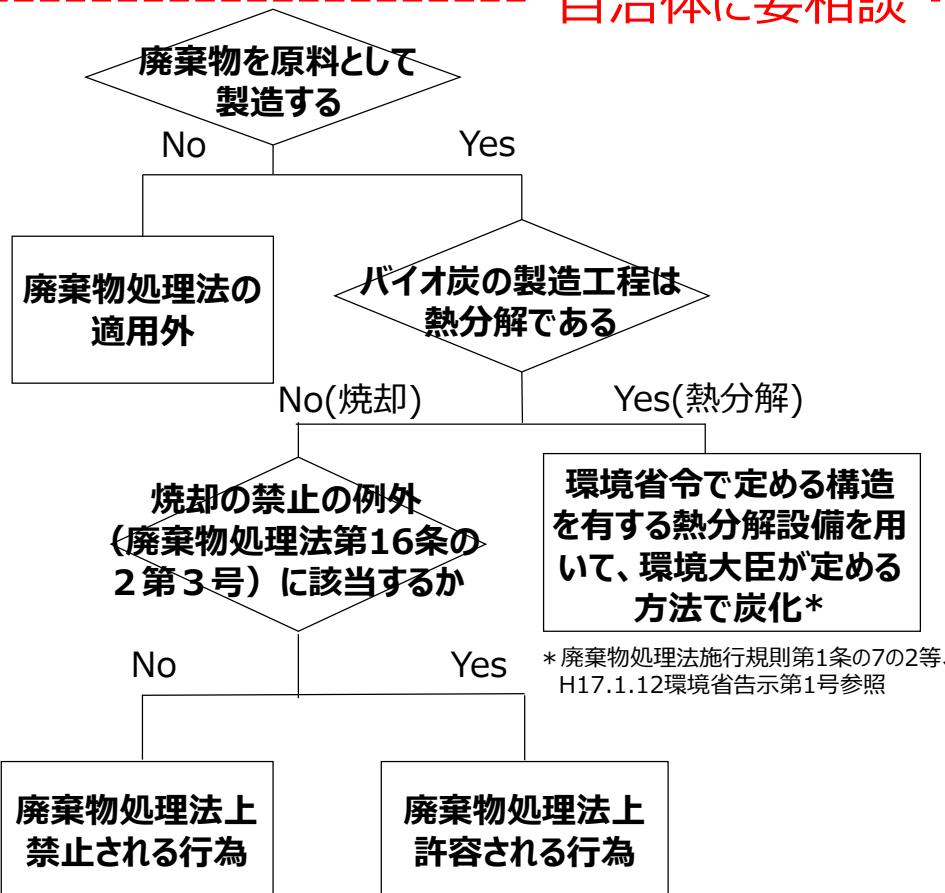
- 農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業導入、水田貯留機能向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援
- **土層改良にバイオ炭を使用することが可能**

バイオ炭製造時の注意点 – 廃棄物処理法 –

- 地域におけるバイオマスを活用し、バイオ炭を製造しようとする場合は、廃棄物処理法上の適用を受けることがあります。同法に基づく適切な取扱いをする必要があります。
- 廃棄物に該当するか否か等の判断は、個別の事案に応じて、自治体が判断するため、事前に自治体の関係部局と十分に協議した上で取り組む必要があります。

■バイオ炭を製造する上で廃棄物処理法の焼却の禁止に係る規定（法第16条の2）に違反しないために注意するポイント

自治体に要相談



- ・廃棄物処理法上の処理業・施設設置に係る許可や処理基準の遵守等が必要となる場合があります。無許可の場合、罰則が適用されます。
- ・許可等の要否については自治体に確認してください。

■原料は廃棄物か否か

自治体がバイオ炭の原料を廃棄物とするか否かは、5つの要素を総合的に考慮して判断される。

①物の性状	②排出の状況	③通常の取扱い形態	④取引価値の有無	⑤占有者の意思
<ul style="list-style-type: none">・利用用途に合った品質か・飛散、流出、悪臭等がないか	<ul style="list-style-type: none">・需要に沿った計画的な排出か・適切な保管、品質管理がなされているか	<ul style="list-style-type: none">・製品としての市場があり、廃棄物として処理されている事例がないか	<ul style="list-style-type: none">・取引の相手方に有償譲渡されているかつ当該取引に経済的合理性があるか	<ul style="list-style-type: none">・占有者の意思として適切に利用、又は他人に有償譲渡する意思が認められること

■製造工程は熱分解か否か

燃焼を伴わずに加熱により分解するのであれば、廃棄物処理法上の焼却ではなく熱分解の処理に当たるが、簡易式炭化器の場合は、熱分解だけでなく燃焼も伴うため焼却と判断される可能性が高い。

■焼却の禁止の例外に該当するか否か

簡易式炭化器の使用等による焼却を伴うバイオ炭製造の場合、自治体が焼却の禁止の例外（廃棄物処理法第16条の2第3号）に当たると判断するには、以下の点を勘案するため、炭化方法や実施場所等は、自治体の関係部局と十分に協議する必要がある。

- 公益上もしくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却に該当するか
- 周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却に該当するか

バイオ炭流通時の注意点 – 肥料法 –

- 肥料法は、肥料の生産等に関する規制を行うことにより、肥料の品質等を確保するとともに、その公正な取引と安全な施用を確保し、農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資することを目的とする法律で、肥料の種類に応じて、登録又は届出をすることが義務とされています。
- バイオ炭に分類されるもののうち、くん炭肥料や動物の排せつ物に該当するものは都道府県への届出が、汚泥肥料に該当するものは農林水産大臣への登録が必要です。

■肥料法の適用を受けるバイオ炭

1. 特殊肥料（届出肥料）

- ・くん炭肥料
(もみ殻くん炭等)
- ・動物の排せつ物
(鶏ふん炭等)

など

2. 普通肥料（登録肥料）

- ・汚泥肥料

など



■肥料制度の概要

①登録・届出制度 (事前の品質確認)

- ・肥料の品質を確保するため、肥料業者には製品の登録又は届出をすることが義務。

普通肥料又は特殊肥料の登録・届け出先

肥料区分	登録・届出先	
特殊肥料	届出肥料	都道府県知事
普通肥料	登録肥料	都道府県知事 又は 農林水産大臣

②表示制度 (流通時の品質保証)

- ・特殊肥料のうち、くん炭肥料等については品質表示の義務はないが、堆肥、動物の排せつ物及び混合特殊肥料については、品質が多様であること等の観点から、品質表示が義務づけられている。

- ・普通肥料は、見た目で品質や効果を判断することが困難であることから、保証票の添付が義務付けられている。

③立入検査制度

(国・都道府県による定期的な品質・表示の検査)

- ・国及び都道府県は、肥料の品質及び安全性を確保するため、普通肥料及び特殊肥料の生産業者等に対して立入検査を実施。

- ・立入検査時には、帳簿書類の確認、関係者への質問や肥料の取扱い等を行う。また、立入検査は、事前に事業者へ連絡は行わず、原則無通告で実施。

- ・検査の結果、法令等に抵触すると認められた場合は、農林水産大臣及び都道府県知事の指示により関係者への技術的助言等を行う。